

秋田県告示第443号

秋田県田沢湖スキー場条例（平成18年秋田県条例第77号）第11条第1項の規定により、次のとおり秋田県田沢湖スキー場の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

承認した秋田県田沢湖スキー場の利用料金は、令和7年10月1日から適用する。

令和7年9月9日

秋田県知事 鈴木 健 太

リフトの利用料金

区 分		使用の単位	利用料金の額
1 回券 ペアリフト	小学校児童		500円
	中学校生徒及び高等学校生徒		500円
	一般		500円
	60歳以上		500円
1 回券 クワッドリフト	小学校児童		1,000円
	中学校生徒及び高等学校生徒		1,000円
	一般		1,000円
	60歳以上		1,000円
5 時間券	中学校生徒及び高等学校生徒		3,100円
	一般		4,800円
	60歳以上		4,000円
1 日 券	小学校児童		1,700円
	中学校生徒及び高等学校生徒		3,300円
	一般		5,300円
	60歳以上		4,400円
	福祉	小学校児童	850円
		中学校生徒及び高等学校生徒	1,650円
		一般	2,650円
		60歳以上	2,200円
	企画	小学校児童	850円以上1,600円以下
		中学校生徒及び高等学校生徒	1,650円以上3,200円以下
		一般	2,650円以上5,200円以下
		60歳以上	2,200円以上4,300円以下
シーズン券	小学校児童		15,000円
	中学校生徒		25,000円
	高等学校生徒		30,000円
	一般		65,000円
	60歳以上		55,000円
	70歳以上		30,000円

備考

- この表における「1日」とは、営業の開始時刻から営業の終了時刻までをいう。
- この表における「小学校児童」及び「中学校生徒及び高等学校生徒」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- この表における「福祉」は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は被爆者健康手帳を所持する者が使用する場合に適用する。
- この表における「企画」は、企画商品の種類に応じて、表に定める金額の範囲内において指定管理者が別に定める。